

「換価の猶予申請書」の書き方

換価の猶予申請書

令和〇〇年 6月15日

芦屋市長 宛

地方税法第15条の第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

(印受印)

申請書を提出する日を記載してください。

申請者	住所所在地	〒 〇〇市△△町×-×-×	電話番号	〇〇〇(△△△)××××
	氏名	芦屋 太郎	携帯電話	〇〇〇(△△△△)××××
			申請の可否	<input type="checkbox"/> 認 <input type="checkbox"/> 否
			納付書	<input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 不送付 (/)
			通知書	送付日: / /

1 一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

売上が前年比に比べ60%まで落ち込んでおり、材料の仕入先への支払いも遅れがちである。売上金を全て市税の納付に充てた場合には、材料の仕入先に対する支払いができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。

納付すべき市税	通知書番号	年度	課税	類別	税目	納期限	本税	督促手数料	延滞金	
××××××	△△	〇〇	1	固定資産税・都市計画税	〇〇年4月30日	75,000円	円	要	円	
××××××	△△	〇〇	2	固定資産税・都市計画税	〇〇年7月31日	75,000円	円	要	円	
××××××	△△	〇〇	3	固定資産税・都市計画税	〇〇年12月25日	75,000円	円	要	円	
××××××	△△	〇〇	4	固定資産税・都市計画税	〇〇年2月28日	75,000円	円	要	円	
合 計							300,000円	円	要	円
納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額							240,000円	円	要	円

2 納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額

納付計画	新 予 期 間		令和〇〇年 6月13日から 令和△△年 5月31日まで 12月間	
	年 月 日	金 額 (円)	年 月 日	金 額 (円)
令和〇〇年 6月30日	20,000円	令和〇〇年 12月31日	20,000円	
令和〇〇年 7月31日	20,000円	令和△△年 1月31日	20,000円	
令和〇〇年 8月31日	20,000円	令和△△年 2月28日	20,000円	
令和〇〇年 9月30日	20,000円	令和△△年 3月31日	20,000円	
令和〇〇年 10月31日	20,000円	令和△△年 4月30日	20,000円	
令和〇〇年 11月30日	20,000円	令和△△年 5月31日	20,000円	

3 担保 有 無

担保財産の質権又は提供できない特別の事情

申請書に添付する書類にチェックを記載します。

添付する書類欄

財産目録 担保関係書類

ご注意 (下記の事項についてご確認の上、チェックしてください)

- 猶予期間中でも督促状は送付します (地方税法の規定による)
- 猶予申請の妥当性を判断するため、猶予期間中でも財産調査 (預貯金・生命保険・貯金・売掛金・年金・不動産等) を行う場合があります。
- 納付誓約が不履行の場合、または、適正な申請内容ではない等と判断できる場合には、猶予を取り消し、滞納処分 (差押等) を行います。
- 猶予期間中に発生した延滞金については猶予期間終了後、直ちに納付してください。
- やむを得ず納付計画期限までに納付できない場合は、必ず債権管理課までご連絡ください。

ご確認いただき、全てにチェックをしてください。

郵便番号、住所 (又は所在地)、電話番号、携帯電話、氏名 (又は名称) を記載し、押印してください。

※申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている市税を全て記載します。

延滞金については、本税の金額を納付していないときは「要」と記載します。

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※ 「猶予期間開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

「財産目録」の「4 分割納付計画」欄から転記します。

1 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記載します。

《記載例》

個人事業を営んでいるが、取引先の1つが事業縮小のため契約が昨年12月末をもって終了することになった。

そのため売上が30%減少し、資金繰りが急激に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い居住に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難になる。

2 「納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産目録」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

3 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がある場合には「無」にチェックを付けます。

ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありませんので「無」にチェックを付けます。

- ①猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ②猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③担保を提供することができない特別の事情がある場合

(不動産を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：200㎡
	<input type="checkbox"/> 無		所有者：○○ ○○ 所在地：○○市△△町×-×-×

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提 供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有して いないため。
----	---------------------------------------------------------------------	--------------------------	--------------------------------